

## 裾野市長泉町衛生施設組合公告第3号

裾野市長泉町衛生施設組合の工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び裾野市契約規則（平成8年裾野市規則第13号）第7条並びに長泉町契約規則（平成5年長泉町規則第14号）第4条の規定により公告する。

平成31年4月10日

裾野市長泉町衛生施設組合 管理者 裾野市長 高村 謙二

### 記

1 入札執行者 裾野市長泉町衛生施設組合 管理者 裾野市長 高村 謙二

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第3号
- (2) 工事名 平成31・32年度 裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設 電気設備工事
- (3) 工事場所 裾野市 今里 地内
- (4) 建物概要 構造・階数：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）・2階  
延床面積：2,873.62㎡
- (5) 工事概要 新築工事
- (6) 工期 平成33年1月31日まで
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格制度の適用 適用なし
- (9) 低入札価格調査制度の適用 適用あり

3 入札参加形態

入札に参加できる者は、単体又は裾野市建設工事共同企業体取扱要綱（平成8年裾野市告示第69号）及び長泉町建設工事共同企業体取扱要綱（平成2年長泉町告示第1号）に基づき結成された特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

4 入札参加者に必要な資格

入札に参加する者は、入札参加資格審査申請書の提出日の前日において、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

なお、入札参加資格を認められた者が落札者の決定までに資格要件を満たさなくなった場合、本組合はその時点で当該入札参加者の参加資格を取消すものとする。

(1) 単体及び共同企業体構成員共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成 28 年裾野市告示第 70 号)及び長泉町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成 4 年長泉町告示第 18 号)並びに静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号)に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。
- エ 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)の適用となる団体でないこと。
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体でないこと。
- カ 裾野市又は長泉町における建設工事競争入札参加資格の電気工事に係る認定を受けていること。
- キ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(2) 単体の資格要件

- ア 4(1)ア～キの資格要件をすべて満たしていること。
- イ 静岡県内に営業所(本店を含む)を有しており、その営業所が裾野市又は長泉町の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されていること。
- ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が入札日より 1 年 7 か月以内のもの)に記載の電気工事の総合評定値が 800 点以上であること。
- エ 平成 16 年 4 月 1 日以降に竣工した、国又は地方公共団体が発注した電気工事で、1 億円以上の施工実績(元請)を 1 件以上有すること。  
単体又は共同企業体の代表構成員としての実績に限る。
- オ 本工事の施工現場に次の要件をすべて満たす監理技術者及び現場代理人を専任で 1 人以上配置できること。ただし、本工事における監理技術者と現場代理人は兼任できるものとする。なお、現場作業着手前の期間、工事の施工を全面的に中止している期間、工場製作のみ行われている期間は、専任を要しない期間とする。また、入札参加資格審査申請時に配置予定技術者を特定できない場合は、次の要件をすべて

満たす複数の候補者を申請することができる。実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気・死亡・退職等に限る。

- ・ 過去 15 年間に、同役職として 4 (2)工に掲げる工事と同種の工事の施工経験を有すること。
- ・ 建設業法における電気工事に係る監理技術者の資格者証を有すること。
- ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ・ 専任技術者は公告日の前日から起算して 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係にあり、本工事の着手時には別途担当工事の役職が終了していること。

(3) 共同企業体の構成に関する事項

ア 共同企業体の構成員数は 2 者とし、代表構成員、第 2 構成員においては、各 1 者の組み合わせで自主形成すること。

イ 構成員の出資比率は 30%以上とし、代表構成員はその比率の最大のもので、かつ、より大きな施工能力を有する者であること。

ウ 本件に単体で入札参加をした者は、共同企業体を結成することはできない。また、各構成員は、本件に係る他の共同企業体を結成することはできない。

(4) 共同企業体の代表構成員の資格要件

ア 4 (1)ア～キの資格要件をすべて満たしていること。

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が入札日より 1 年 7 か月以内のもの）に記載の電気工事の総合評定値が 800 点以上であること。

ウ 平成 16 年 4 月 1 日以降に竣工した、国又は地方公共団体が発注した電気工事で、1 億円以上の施工実績（元請）を 1 件以上有すること。

単体又は共同企業体の代表構成員としての実績に限る。

エ 本工事の施工現場に次の要件をすべて満たす監理技術者及び現場代理人を専任で 1 人以上配置できること。ただし、本工事における監理技術者と現場代理人は兼任できるものとする。なお、現場作業着手前の期間、工事の施工を全面的に中止している期間、工場製作のみ行われている期間は、専任を要しない期間とする。また、入札参加資格審査申請時に配置予定技術者を特定できない場合は、次の要件をすべて満たす複数の候補者を申請することができる。実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気・死亡・退職等に限る。

- ・ 過去 15 年間に、同役職として 4 (4)ウに掲げる工事と同種の工事の施工経験を有すること。
- ・ 建設業法における電気工事に係る監理技術者の資格者証を有すること。
- ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ・ 専任技術者は公告日の前日から起算して 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係にあり、本工事の着手時には別途担当工事の役職が終了していること。

(5) 共同企業体の第2構成員の資格要件

ア 4(1)ア～キの資格要件をすべて満たしていること。

イ 裾野市又は長泉町内に営業所（本店を含む）を有しており、その営業所が裾野市又は長泉町の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されていること。

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）に記載の電気工事の総合評定値が700点以上であること。

エ 本工事の施工現場に次の要件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者、及び現場代理人を専任で1人以上配置できること。ただし、本工事における監理技術者又は主任技術者と現場代理人は兼任できるものとする。なお、現場作業着手前の期間、工事の施工を全面的に中止している期間、工場製作のみ行われている期間は、専任を要しない期間とする。また、入札参加資格審査申請時に配置予定技術者を特定できない場合は、次の要件をすべて満たす複数の候補者を申請することができる。実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気・死亡・退職等に限る。

- ・ 建設業法における電気工事に係る監理技術者の資格者証を有すること。
- ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ・ 専任技術者は公告日の前日から起算して3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあり、本工事の着手時には別途担当工事の役職が終了していること。

5 現地確認

実施しない。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 公告日から開札日前日まで
- (2) 配布場所 裾野市環境市民部生活環境課及び長泉町都市環境部門くらし環境課
- (3) 配布方法 電子媒体（CD-R等）により無償配布

7 入札参加資格の認定

入札参加者は、次に掲げるところにより書類等を提出し（郵送可）本件の参加資格の認定を受けなければならない。なお、提出期間に当該書類等を提出しない単体又は共同企業体及び本入札の参加資格が認定されなかった単体及び共同企業体は、本入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間 平成31年4月10日（水）から平成31年4月22日（月）まで  
土日祝日を除く9時から17時までの間。  
郵送の場合は、平成31年4月22日（月）必着とする。

(2) 提出場所 〒410-1102

静岡県裾野市深良 963 番地 (中島苑内)

裾野市長泉町衛生施設組合

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。

ア 単体の場合

入札参加資格審査申請書 (様式第 1 - 1 号)

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (審査基準日が入札日より 1 年 7 か月以内のもの) の写し

上記 4 (2) に規定する工事の施工実績を証する書類 (様式第 2 号)

特定建設業の許可証の写し

配置予定技術者等の資格・工事経験 (様式第 3 号)

配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類 (健康保険被保険者証の写し等)

監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類 (建設業の許可申請書第 8 号 (1) 又は (2) の写し)

イ 共同企業体の場合 ( 、 ~ は各社提出)

入札参加資格審査申請書 (様式第 1 - 2 号)

共同企業体協定書の写し (様式第 1 - 3 号)

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (審査基準日が入札日より 1 年 7 か月以内のもの) の写し

上記 4 (4) に規定する工事の施工実績を証する書類 (様式第 2 号)

特定建設業の許可証の写し

配置予定技術者等の資格・工事経験 (様式第 3 号)

配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類 (健康保険被保険者証の写し等)

監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類 (建設業の許可申請書第 8 号 (1) 又は (2) の写し)

(5) 入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、平成 31 年 4 月 26 日 (金) に参加申込者に対し書面により通知する。

イ 入札参加者は、参加資格が認定されなかった場合、入札参加資格審査結果通知書を受理した日の翌日から 2 日以内（土日祝日を除く）に、書面により説明を求めることができるものとする。

## 8 設計図書等に対する質疑回答

(1) 質疑期間 平成 31 年 4 月 22 日（月）から平成 31 年 5 月 9 日（木）17 時まで

(2) 質疑方法

質疑書（様式第 4 号）に記載の上、メール件名を「設計図書等に係る質疑」とし、様式第 4 号を添付して下記に送付すること。電話及び口頭で個別には対応しないとともに、電子メール以外での方法（持参、郵送、電話、FAX 等）による問い合わせには応じない。また、提出のあった質問に関しては、本工事に直接関係するもので本組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、すべての質問について回答するとは限らない。

(3) 送付先 susono\_nagaizumi@alpha.ocn.ne.jp

(4) 回答日 平成 31 年 5 月 16 日（木）

(5) 回答方法 提出された方にメールで返信、裾野市及び長泉町ホームページ上に公開

## 9 入札方法等

(1) 入札方法 紙入札方式にて行う。なお、必ず必要事項を記載した工事費内訳書（様式第 7 号を参考に作成）を同封すること。

(2) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書（様式第 5 - 1 号又は様式第 5 - 2 号）に記載すること。

(3) 開札日時 平成 31 年 5 月 30 日（木）16 時

(4) 開札場所 静岡県裾野市深良 963 番地（中島苑内）  
裾野市長泉町衛生施設組合

(5) 入札回数 2 回

(6) その他 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、最低価格入札者の入札価格が裾野市低入札価格調査制度実施要領（平成 26 年裾野市訓令第 3 号）第 3 条並びに長泉町低入札価格調査制度実施要領（平成 14 年長泉町告示第 36 号）第 3 条の規定に基づく調査基準価格を下回る場合には、落札決定を保留し、低入札価格調査を実施する。また、

落札者となるべき金額を入札した者が複数あるときは、くじを行い、落札者を決定する。

## 1 0 入札の辞退

入札参加者が本件の参加を辞退する場合は、「入札辞退届（様式第 6 号）」を持参又は郵送により提出する。なお、本件への参加を辞退した者は、これを理由として以後の本組合の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

- (1) 提出期限 平成 31 年 5 月 29 日（水）17 時まで  
郵送の場合は開札日前日までに必着とする。
- (2) 提出場所 〒410-1102  
静岡県裾野市深良 963 番地（中島苑内）  
裾野市長泉町衛生施設組合

## 1 1 入札に関する留意事項

- (1) 遵守規定  
入札参加者は、契約に関する法令及び裾野市契約規則及び長泉町契約規則を遵守しなければならない。
- (2) 費用負担  
本件への参加に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (3) 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- (4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻  
本件に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (5) 申請書類の取扱い  
提出された申請書類の変更は、原則として認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。
- (6) 入札の無効  
ア 裾野市建設工事競争入札心得第 12 条及び長泉町入札心得第 12 条による。  
イ 入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。  
なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。また、その他、本組合が必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は

取り消すことがある。

(7) 入札の延期

本件は、平成 31 年 4 月 10 日付け裾野市長泉町衛生施設組合公告第 号「平成 31・32・33 年度 裾野市長泉町衛生施設組合 新火葬施設新築工事 建築工事」が本体工事となるため、当該工事の落札者が決定しなかった場合は、入札の執行を延期する。この場合において、本件の入札参加資格の認定を受けた者のみに対し、改めて入札日時等の連絡を書面で行う。また、辞退届の提出にあっては、新たに設定される開札日前日を提出期限とする。

(8) 契約手続

契約の締結に当たっては、入札書記載の金額に、消費税等相当金額を加えた金額（1 円未満の端数は、これを切り捨てる。）をもって、本工事契約を締結するものとする。

(9) 本工事に係る請負契約は、裾野市長泉町衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年条例第 2 号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

(10) 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。裾野市契約規則第 27 条及び第 28 条並びに長泉町契約規則第 21 条に基づき、契約書及び契約書に添付する書類は受注者が作成すること。また、契約条項については、裾野市建設工事請負契約約款及び長泉町建設工事請負契約約款によるものとする。

(11) 契約保証金

裾野市契約規則第 30 条及び長泉町契約規則第 23 条による。

(12) 前金払及び部分払

前金払（中間前払含む）及び部分払については、裾野市建設工事執行規則（平成 8 年裾野市規則第 12 号）及び長泉町建設工事執行規則（平成 14 年規則第 24 号）並びに下記ア、イに基づいて行う。

ア 前払金は、請負代金額に 10 分の 4 を乗じて得た金額以内とする。

イ 本工事は、平成 31 年度及び平成 32 年度にわたる債務負担工事となるため、工事代金は予算の範囲内で出来高に応じて各年度で支払う。

(13) 異議申立て等

入札参加者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(14) 地元雇用

受注者は、施工に当たり、裾野市及び長泉町内に本店又は営業所等を有する地元企業が対応可能な工事等については、極力、地元企業へ工事や資材調達の発注を行うよう努める。



1 2 問合せ先

裾野市長泉町衛生施設組合

裾野市環境市民部生活環境課内 : 055-995-1816

長泉町都市環境部門くらし環境課内 : 055-989-5514

以上